

飯島賢二の

やさしく解決！ 難問道場

第15回



株式会社 飯島綜研 代表取締役 飯島 賢二

Q

私は現在「有限会社」として事業を営んでいます。この度の「新会社法」の改正により、有限会社が廃止になると聞きましたが、現在の有限会社はなるのですか？ 株式会社に組織変更しなければならないのでしょうか？ また、株式会社に組織変更した際のメリット・デメリット等がありましたら教えてください。

A

結論から言うと2つの選択肢があります。1つは、来年の新会社法が施行されても今まで通り有限会社でいくケース。もう1つは、この機会に株式会社に移行してしまうケースです。新会社法では、従来の有限会社そのものの存続は否定していないし、「いつまで株式会社に变更しなければならぬ」とは、どこにも書かれていません。しかし「有限会社法」は廃止になり、新たに有限会社を設立することはできなくなります。これを機会に、多くの有限会社が株式会社へ組織変更することが予測されるでしょう。

では、株式会社に組織変更する際のメリット、デメリットについて整理していきましょう。

メリットとしてよく言われることは、株式会社の方が対外的にイメージも良く、信用力があるように見えることです。確かに、従来の「合名・合資会社」や新会社法による「合同会社」と比較すると、今後もそのイメージは変わらないと言えるでしょう。しかしこうした考えは、かなり主観的

で、確固たる根拠に乏しいと言わざるを得ません。もう1つの大きなメリットとしては、社債の発行が可能になることです。

あえてデメリットと言えば、決算公告が義務化され、取締役・監査役等の任期（最長10年）も規制されるなど、譲渡制限会社か否かにもよりますが、従来の有限会社に比較して、色々な義務や規制が加わってくることもかもしれません。

具体的な手続は、定款の商号を「株式会社」に変更するだけです。この場合の定款変更は、総株主の半数以上が出席し、その議決権の3/4以上の多数が必要となり、費用は資本金の1.5/1000の登録免許税がかかる程度です。債務超過の有限会社でも変更は可能と考えられます。最低資本金制度も撤廃され、減資による赤字補填も可能です。ただし新会社法では、純資産が300万円以上なければ、株主への配当ができないので要注意です。さて、あなたの有限会社、来年はどうしますか？ 今から検討して、「その時」を迎えなければ、ちょっとした「火傷」をしてしまうかも……！

「これからも、ずっと中小企業の強い味方であり続けたい…」

日本経済を支えている中小企業をあらゆる面からサポートし、ご満足いただく。ここに、当社の存在価値があります。

IKG 株式会社 飯島 綜研

代表取締役社長 飯島 賢二
税理士・中小企業診断士

〒360-0024 埼玉県熊谷市問屋町2-4-18 ソシオ熊谷情報センター2F
TEL 048-528-2191 FAX 048-528-2197
IKGホームページ <http://www.ik-g.jp>

当社はISOを取得しています

